検地

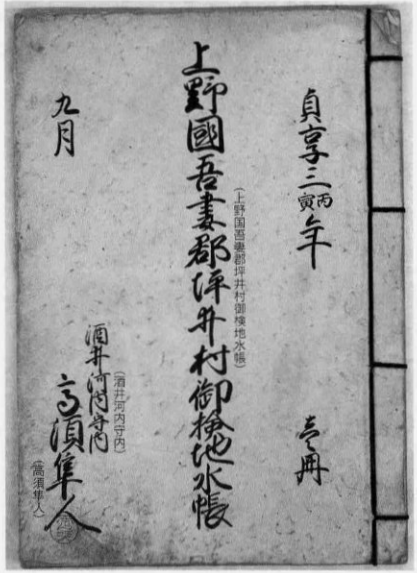

この「上野国吾妻郡坪井村御検地水帳」は、改易された沼田藩真田家領で実施された検地の結果を記したものです。この検地は、幕府の指示で前橋藩酒井家によって貞享元年（1684）から実施され、沼田藩真田家の苛政・改易後に行われたことから、利根・吾妻地方では「貞享のお助け検地」とよばれています。村内（現長野原町大津）の田畑が一筆ごとに地名・等級・縦横の長さ・面積・名請人の順で書かれています。

上野国では、太閤検地として真田信之による天正18年（1590）沼田領の検地や榊原康政による天正19年（1591）館林領の検地が最も古い例です。検地の意義は、石高制に基づいて行われたこと、単位の統一が行われ、村の領域や村高（村の石高）が決定したこと、兵農分離と中世以来の重層化した土地への権利の一元化が達成されたことなどです。これにより、零細な農民でも、土地の所有を認められましたが、反面土地に緊縛されることにもなりました。その後江戸時代を通じて検地は行われました。検地の結果を記したものが検地帳で、村の土地台帳にあたります。水帳（みずちょう）や縄打帳（なわうちちょう）などともいいました。

〈参考資料〉『群馬県史』通史編4　166～167頁、455～467頁